

岩手県告示第 842 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 18 年 8 月 11 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 7 月 26 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社斎藤工務所
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市鬼柳町荒高 26 番地の 3
    - ウ 代表者の氏名 斎藤博
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-13）第 32 号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 7 月 26 日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 7 月 27 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社浅沼工業
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市北天昌寺町 3 番 6 号
    - ウ 代表者の氏名 浅沼勝己
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-14）第 356 号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 7 月 27 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 7 月 27 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社浅沼工業
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市北天昌寺町 3 番 6 号
    - ウ 代表者の氏名 浅沼勝己
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 356 号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 7 月 27 日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 7 月 25 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 戸由建設
    - イ 主たる営業所の所在地 宮古市佐原二丁目 2 番 1 号
    - ウ 代表者の氏名 戸由長作

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 1544 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 7 月 25 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成 18 年 7 月 13 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社近谷建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西青山一丁目 17 番 1 号

ウ 代表者の氏名 近谷豊治

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 3320 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 7 月 12 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及びしゅんせつ工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成 18 年 7 月 7 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社竹花工務店

イ 主たる営業所の所在地 久慈市長内町第 16 地割 80 番地 31

ウ 代表者の氏名 竹花勇治

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 5413 号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 7 月 7 日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成 18 年 6 月 30 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社共栄重機建設

イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町大原字有南田 87 番地 7

ウ 代表者の氏名 長野輝雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 6597 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 6 月 30 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成 18 年 7 月 13 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社菅野園芸

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区岩谷堂字南八日市 93 番地 1

ウ 代表者の氏名 菅野親一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 7878 号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 7 月 10 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

- 9(1) 処分をした年月日 平成18年7月14日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社大久保建設
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町安俵2区11番地
- ウ 代表者の氏名 大久保義幸
- エ 許可番号 岩手県知事許可(特-17)第8096号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成18年7月13日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 平成18年7月14日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社共和建設
- イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字栃ヶ沢45番地6
- ウ 代表者の氏名 高萩善夫
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第8723号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成18年7月4日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 平成18年7月6日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 佐々清鉄金
- イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第16地割3番地81
- ウ 代表者の氏名 佐々木清
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第9159号
- (3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成18年7月3日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 平成18年7月19日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社東北土木施工
- イ 主たる営業所の所在地 一関市滝沢字苦木97番地1
- ウ 代表者の氏名 菅原誠悦
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第10072号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成18年7月19日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 平成18年7月12日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社齊藤工務店
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市北笹間9地割16番地
- ウ 代表者の氏名 齋藤滋巳

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 40025 号

（3） 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可取消し

（4） 処分の原因となった事実 平成 18 年 7 月 11 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

14（1） 処分をした年月日 平成 18 年 7 月 25 日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社田中組

イ 主たる営業所の所在地 遠野市土淵町柏崎 8 地割 53 番地 3

ウ 代表者の氏名 田中功

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 100013 号

（3） 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可取消し

（4） 処分の原因となった事実 平成 18 年 7 月 21 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。